

鳥取県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成23年2月7日付鳥取県監査委員公告第2号で公表した平成22年度行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年7月13日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏  
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司  
 鳥取県監査委員 湯 口 夏 史  
 鳥取県監査委員 興 治 英 夫  
 鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

県が設立認可等を行った法人の検査

監査意見	講じた措置
<p>1 法人検査の実施に係る法令等の運用は適切か</p> <p>法人検査を実施していないもの（14法人検査）については、これまで実施していなかったことで特に問題はなかったものの、法人の設立認可等を行った立場から、常に法人の状況等に関心を持つ必要がある。</p>	<p>法人検査が限定検査又は任意検査であるためこれまで検査を実施していない場合においても、法人から提出される事業報告書等の確認、補助金検査及び市町村又は関係団体を通じての定期的な情報収集の実施等により業務状況の把握等に努めている。</p> <p>なお、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）については、主務官庁の主導ではなく市民の監視・監督を前提に自由な法人運営を尊重する観点から、事業報告書等を各総合事務所県民局での閲覧に供するとともに、常時ホームページによる公開を行っている。</p>
<p>2 実施要綱等は整備されているか</p> <p>医療指導課においては、担当する職員にかかわらず実地検査の統一性が確保されるよう、実施要綱等に具体的に検査内容を定めることを検討されたい。</p>	<p>国民健康保険団体連合会検査における出納事務の検査について、国民健康保険指導監督調書に会計口座間の資金異動は適正か、歳入・歳出関係帳票及び証拠書類の整備は適切か等具体的な検査内容を定めた。</p>
<p>3 実施体制は整備されているか</p> <p>いずれの機関もおおむね必要な検査体制は整備していたが、組織として必要に応じて他の機関の実効性のある取組も参考にするなど、検査体制の充実に努めるとともに、職員の検査技術の習得のための研修をするなど、検査技術レベルの確保を図られたい。</p>	<p>財務会計等に係る検査においては、必要に応じて公認会計士に依頼するほか、国及び他県の取組を参考にするなど、それぞれ検査体制の整備・充実に努めている。</p> <p>また、職員人材開発センターが実施する研修（公益法人会計研修、簿記研修等）及び国又は民間団体等が主催する研修会を積極的に受講させるとともに、新任の担当者に対しては内部研修を行う等検査技術レベルの確保及び向上を図った。</p> <p>教育委員会においては、職員人材開発センターが実施する研修（公益法人会計研修、簿記研修等）を活用して会計知識の習得に努めるとともに、新任担当者に対しては内部研修を行うなど検査職員の技術レベルの</p>

#### 4 実施内容は適切か

ア 医療指導課及び消費生活センターにおいては、法人検査の実施の必要性を踏まえ、十分に確認を行う検査体制を整備されたい。

イ 青少年・文教課（私立学校検査）においては、法人検査の根拠法令である私立学校振興助成法の趣旨（私立学校の経営の健全性の確保）を踏まえ、学校法人会計基準に関する監査の範囲外の財務会計等に係る検査の在り方について検討されたい。

#### 5 実施結果の取扱いが適切か

ア 実施結果を公表していない機関については、法人検査の実施結果の公表の要否、範囲及び方法を定めた公表基準を定めて、適切に対応されたい。

向上を図ることとした。

警察本部においては、複式簿記及び財務諸表に関する実務に精通した職員による検査を実施する等により、検査体制の充実に努めるとともに、検査を行う職員については、公益法人関係の研修会に積極的に参加させるほか、必要に応じて他の都道府県警察担当者との情報交換を行う等、検査技術レベルの向上を図っている。

国民健康保険組合検査及び国民健康保険団体連合会検査については、内部統制及び財務会計事務等の検査項目について具体的な内容を加えるとともに、原本等の証憑<sup>ひょう</sup>又は直接の担当者への聴取等確認方法の見直しを行うこととした。

また、消費生活協同組合検査については、平成22年度（平成23年2月実施）から事前提出資料を精査するとともに、十分な検査時間を確保して、会計帳簿等を確認することとした。

私立学校検査については、研修会への参加及び他県の取組事例等を参考にして、平成24年度から学校法人会計以外の会計（後援会費等学校が一時的に預かるもの等）の管理状況や監事機能の発揮状況に関するチェックも行うこととした。

行政監査時点で実施結果を公表していなかった機関については、次のとおり対応している。

- (1) 私立学校検査の実施結果については、平成24年度からホームページで公表することとした。
- (2) 国民健康保険組合検査及び国民健康保険団体連合会検査については、公表基準を定めて、次の検査から公表することとした。
- (3) 消費生活協同組合検査については、検査の結果、改善を要すると認められる事項について文書で改善を指示しているところであるが、その指示によってなお改善されないときは、ホームページ等で公表することとした。
- (4) 農業協同組合等検査については、組合等の運営に影響を及ぼすおそれのある内容が含まれていること等の理由から、重大な不祥事案が検出された等の場合を除き、公表しないこととした。

なお、組合が指摘を受けて迅速かつ適切に業務改善を行えるよう、平成23年度以降、検査部署と指導部署との業務分担を見直した。

- (5) 土地改良区検査については、平成22年度検査分から、検査結果の概要を、県のホームページ上で公開している。

イ 実施結果で不適切な事項について、改善を求め  
ても法人が改善できていない場合には、法人検査  
の実効性が伴うよう行政処分も含め、業務改善に  
つながるよう事後処理を徹底されたい。

#### 総括的意見

##### 1 法人の内部統制の充実を前提とした法人検査の実 施について

法人検査による外部の検査はもとより、経営、運  
営の責任はあくまで法人自体にあるということを基  
本に、法人の内部統制の充実と運用の徹底が図られ  
るよう指導するとともに、内部統制が機能している  
かどうかを検証する等、法人検査の在り方を検討さ  
れたい。

教育委員会においては、特例民法法人検査で指摘し  
た不適切な事項の改善が図られない場合は、個別指導  
を行う等の方法により、検査の実効性を確保してい  
くこととした。

なお、指摘事項の改善は、法人の喫緊の課題である  
新公益法人制度への移行にも不可欠であるため、移行  
相談の機会を活用して、計画的に改善を行うよう指導  
を強化していく。

これまで、内部統制の充実と運用の徹底が図られ  
るよう、監事の監査意見書等の総会等の資料及び議事  
録等により内部統制が機能しているか検証しており、  
今後も引き続き検証するとともに、新たに次のとおり  
法人検査の改善を図ることとした。

- (1) 私立学校検査については、平成24年度から、事  
前に提出する調査票に、学校法人会計外の会計の管  
理状況や監事機能の発揮状況に関する項目を記載  
し、自己点検にも資することとした。
- (2) 社会福祉法人検査については、法人が作成する  
監査調書に、監事監査として、「実施状況」、「指  
摘事項」、「改善状況」及び「自主的内部点検」を  
記載するよう指導した。
- (3) 国民健康保険組合検査及び国民健康保険団体連  
合会検査については、新たに「内部統制に対する実  
地検査の結果報告書」を定めた。
- (4) 消費生活協同組合検査については、平成22年度  
検査から、理事会等の議事録も確認するようにした。  
今後も十分な検査時間の確保及び検査項目に沿った  
入念な検査を実施することにより、内部統制が機能  
しているか検証することとしている。
- (5) 職業訓練法人検査については、補助金検査に併  
せて、理事会の開催状況など法人業務の状況の確認  
に努めることとした。
- (6) 農業会議検査については、毎月1回の常任会議  
員会議のほか各種会議に出席して業務状況を把握す  
るほか、毎年度の補助金検査により、会計状況の把  
握に努めてきたところであるが、平成23年度に、業  
務及び会計の運営全般に関する検査実施要領及び検  
査票を策定し、平成24年度に検査を行い、以後、会  
議員の改選等必要があると認めるときに実施するこ  
ととした。
- (7) 土地改良区検査については、重点事項として、  
土地改良区の監査体制及び会計処理体制の検査を実

施しているところであるが、監事監査において国が例示する監査簿の使用を徹底するよう指導し、内部統制機能の充実に努めたい。

なお、NPO法人については、市民による監督を原則とし、県が検査を行うのは定款等に違反する疑いがあると認められる場合に限られることが法律に定められており、今後とも定款等に違反することのないよう指導していく。

教育委員会の特例民法法人検査においては、監査意見を踏まえ、内部統制が機能しているかにも着眼して検査を行っていくこととした。

警察本部の特例民法法人検査においては、各所管課において、職員が理事会に出席し、収支予算、事業計画及び資金借入等、議事の状況を確認するとともに、議事録の確認を行うほか、法人と協議し自己点検表の提出も検討する等、内部統制の充実に努めているところである。

## 2 財務会計等に係る検査基準の標準化について

ア 法人が健全な運営を行うためには、法人の内部統制の充実に加え、健全な財務体制及び適正な会計処理の確保が重要である。財務会計等の検査項目については、検査内容、検査方法、検査技術レベル等の基準を定め、県全体での標準化を検討されたい。

イ 県全体で財務会計等の検査に係る専門チームを設置するなど、効率的な法人検査を実施する体制の整備も検討されたい。

現在、各所管課において、国の検査要領等を参考に、それぞれ法人検査要領等を作成し検査を実施しているところである。

一方、職員人材開発センター等の研修を受講させ検査員のレベルアップを図るとともに、社会福祉法人指導監査及び農業協同組合等検査において公認会計士及び金融機関OBを検査員に任用する等、検査水準の向上に努めている。

引き続き、実情を踏まえ検討する。

財務会計等に係る検査の実施体制については、現在、それぞれの所属で検査技術レベルの向上に取り組んでいるところであり、その成果等並びに専門チームを設置した場合のメリット及びデメリットを検証しつつ、引き続き今後の対応を検討することとしている。

なお、社会福祉法人指導監査については、平成24年度から法人の指導監査を専門とした組織を設置するとともに、財務諸表に精通した金融機関OBを法人指導監査員としてさらに1名増員するなど、指導監査体制の強化を図っている。